電子税額票の作成、提出方法に関する国税総局長規則
第PER - 16/PJ/2014号

唯一神の恵みにおいて

国税総局長

事由

a. 電子税額票（ｅ税額票）に関する規定は、税額票の作成、訂正等に関する財務大臣規則 No.151/PMK.03/2013において法令化済である。
b. a.に基づき、税額票の作成、訂正等に関する 財務大臣規則第151/PMK.03/2013号第４条第(2)文、第１１条第(1)文、第１１条第(2)文、第１２条第(2)文、第１９条f文の規定を実施するために、電子税額票の作成、提出方法に関する国税総局長規則を制定する必要がある。

典拠

1. 2009 年法律第16 号（インドネシア共和国官報2009 年第62 号、インドネシア共和国官報補足第4999号）にて最終的に改正された1983年法律第６号「国税総則法」（インドネシア共和国官報1983年第49号、インドネシア共和国官報補足第3262号）
2. 2009 年法律第42号（インドネシア共和国官報2009年第150号、インドネシア共和国官報補足第5069号）にて最終的に改正された物品・サービスに対する付加価値税および奢侈品販売税に関する1983年法律第8号（インドネシア共和国官報1983年第51号、インドネシア共和国官報補足第3264号）
3. 税額票の作成、訂正等に関するインドネシア共和国財務大臣規則 No.151/PMK.03/2013
4. 国税総局長規則第PER-17/PJ/2014をもって改正された、税額票の様式、サイズ、記入方法、作成における通知手順、訂正方法、取消方法に関する国税総局長規則第PER-24/PJ/2012

決定事項 :

制定事項:
電子税額票の作成、提出方法に関する国税総局長規則

第１条

(1) 電子税額票（以下、ｅ税額票）は、国税総局が規定及び／または提供するソフトまたは電子システムを通じて作成された税額票をいう。
(2) ｅ税額票の作成が義務づけられる課税事業者は、国税総局長決定書をもって決定される課税事業者をいう。
(3) 第(1)文で述べる国税総局が規定及び／または提供するソフトまたは電子システムには、当該ソフトまたは電子システム付属の取扱説明書（ユーザーマニュアル）がある。

第2条

(1) 第１条第(2)文で述べる課税事業者は、ｅ税額票を以下の都度作成することが義務づけられている。

a. 2009年法律第42号をもって最終的に改正された物品・サービスの付加価値税及び奢侈品販売税に関する1983年法律第８号第４条第(1)文a及び／または第１６D条で述べる課税対象物の引き渡し

b. 2009年法律第42号をもって最終的に改正された物品・サービスの付加価値税及び奢侈品販売税に関する1983年法律第８号第４条第(1)文cで述べる課税対象サービスの引き渡し

(2) 第(1)文で述べるｅ税額票の作成義務は、課税対象物／サービスの引き渡しが次に該当する場合には例外とする。

a. 2012年政府政令第１号第20条で述べる小売業者による引き渡し

b. 2009年法律第42号をもって最終的に改正された物品・サービスの付加価値税及び奢侈品販売税に関する1983年法律第８号第１６E条で述べる、小売店の課税事業者による外国籍パスポートを所持する個人への引き渡し

c. 付加価値税徴収証が、2009年法律第42号をもって最終的に改正された物品・サービスの付加価値税及び奢侈品販売税に関する1983年法律第８号第１３条第(6)文で述べる税額票と同じ扱いとなる文書の場合

(3) 第(2)文a、b、cで述べる課税対象物／サービスの引き渡しに対する税額票の作成方法は、現行税法の規定に準じるものとする。

第３条

第１条第（2)文で述べる通り、ｅ税額票は次の場合に課税事業者が作成することが義務づけられている。

a. 2009年法律第42号をもって最終的に改正された物品・サービスの付加価値税及び奢侈品販売税に関する1983年法律第４条第(1)a文及び／または第８号第１６D条で述べる課税対象物の引き渡し時

b. 2009年法律第42号をもって最終的に改正された物品・サービスの付加価値税及び奢侈品販売税に関する1983年法律第４条第(1)c文で述べる課税対象サービスの引き渡し時

c. 課税対象物／サービスの引き渡し前に支払いを受領する場合には支払い受領時

d. 業務の分割納入の場合には分割請求支払いの受領時

e. 別途財務大臣規定にて／基づき規定する他の時点

第４条

(1) ｅ税額票には、課税対象物／サービスの引き渡しに関し、少なくとも以下の情報を記載しなければならない

a. 課税対象物／サービスを引き渡す者の氏名、現住所、納税者番号

b. 課税対象物の購入者または課税対象サービスの引受者の氏名、現住所、納税者番号

c. 物品またはサービスの種類、販売価格、補償額、値引き額

d. 課せられる付加価値税額

e. 課せられる奢侈品販売税額
f. 税額票のコード、通し番号、発行年月日
g. 税額票に署名する権利を持つ者の氏名及び署名

(2) 第⑴文gで述べる署名は電子署名である。

第５条

(1) ｅ税額票はルピア建てで作成すること。

(2) ルピア以外の通貨を使用する課税対象物／サービスを引き渡しには、ｅ税額票作成時に財務大臣規定により有効なレートを使用し、事前にルピア通貨に換算しなければならない。

第６条

誤記入、誤記載があり、内容が不備、不明確、不正確な電子税額票に対し、当該税額票を発行した課税事業者は、国税総局が規定及び／または提供するソフトまたは電子システムを通じて訂正ｅ税額票を発行することが出来る。

第７条

ｅ税額票発行済の課税対象物／サービスの引き渡しにおいて取引のキャンセルが生じた場合、ｅ税額票を発行した課税事業者は国税総局が規定及び／または提供するソフトまたは電子システムを通じてｅ税額票を取り消さなければならない

第８条

(1) 出力したｅ税額票の破損、紛失に対し、ｅ税額票を作成した課税事業者は、国税総局が規定及び／または提供するソフトまたは電子システムを通じて再印刷することが出来る。

(2) ｅ税額票の破損、紛失に対し、課税事業者は課税業者の所在地を管轄する税務署を通じて、この国税総局長規則と切り離すことの出来ない一部である添付で規定するｅ税額票データ請求願いを提出することで国税総局へｅ税額票のデータを請求することが出来る。

(3) 第(2)文で述べるｅ税額票データの請求とは、国税総局によるアップロード済み且つ国税総局承認済みのｅ税額票データに限定するものとする。

第９条

(1) 特定の事情により課税業者がｅ税額票の作成ができない場合は、課税業者が紙（ハードコピー）の税額票を作成することを認めるものとする。

(2) 第(1)文で述べる特定の事情により課税業者がｅ税額票の作成ができない場合とは、戦争、暴動、革命、自然災害、ストライキ、火災その他の国税総局が規定する、課税事業者の不可抗力から生じた事情によるものとする。

(3) 国税総局が第(2)文で述べる状況の終息を決定した場合、課税業者は、第(1)文で述べる特定の事情下で作成した紙（ハードコピー）の税額票データについて、国税総局の承認を得る為に、国税総局が規定及び／または提供するソフトまたは電子システムを通じて国税総局にアップロードすること。

第１０条

(1) ｅ税額票とは電子税額票のことであり、国税総局が規定及び／または提供するソフトまたは電子システムからのアウトプットである。
(2) 電子税額票は紙に出力し、ハードコピーにする義務はない。

第１１条

(1)課税業者は、国税局へｅ税額票をアップロードすることで国税総局へ提出し、国税局の承認を得る義務がある。
(2) 第(１)文で述べるｅ税額票の提出は、国税総局が規定及び／または提供するソフトまたは電子システムを利用すること。
(3) 国税総局は、当該ｅ税額票の申請者が使用する税額票の通し番号が、ｅ税額票を作成する課税業者に国税総局が提供する税額票通し番号であれば、現行法に基づき、アップロード済みの各ｅ税額票を承認するものとする。
(4) 国税総局の承認を得ていないｅ税額票は、税額票ではない。

第１２条

この国税総局長規則の効力発生時より、
a. 税額票の様式、サイズ、記入方法、作成における通知手順、訂正方法、取消方法に関する国税総局長規則第PER-24/PJ/2012及びその改正は無効とする。
b. この国税総局長規則で特別に規定していない、ｅ税額票の様式、サイズ、記入方法、作成における通知手順、訂正方法、取消方法に関する規定については、税額票の様式、サイズ、記入方法、作成における通知手順、訂正方法、取消方法に関する国税総局長規則第PER-24/PJ/2012およびその改正に従うものとする。

第１３条

この国税総局長規則は２０１４年7月１日より有効である。

制定地：ジャカルタ
２０１４年6月２０日

国税総局長

署名

A. フアド・ラフマニ